

(公財)飯島藤十郎記念食品科学振興財団
2018 年度外国人留学生研究助成募集要領

1 助成の趣旨

この助成は、在日する外国人留学生の研究環境を改善し、研究内容の向上、充実を通して、食生活・食文化の向上、健康の増進及び食品産業の発展に寄与するとともに、助成を受けた留学生が帰国後、行政機関、民間企業、学界等における活動を通じて出身国に貢献されることを期待して実施するものです。

2 助成対象

本財団が指定する分野の食品科学等に関する研究を行う外国人留学生であって、当該外国人留学生の指導教授の申請に基づき、指導教授に研究助成金を交付します。

なお、平成 28 年度助成より要件を緩和し、国費留学生も対象に含めることとしております。

3 助成対象となる研究分野

米麦その他の主要食糧等を原料とする食品に関して次の①～③に掲げる分野に係る食品科学等の研究

- ① 生産・加工・流通に関する基礎的研究
- ② 製造技術及び品質保持技術の開発に関する研究
- ③ 安全・衛生、栄養・機能等に関する研究

4 申請要件

次の要件のすべてを満たす留学生および指導教授とします。

- (1) 中国、台湾、韓国、アセアン諸国をはじめとするアジア地域等の国籍で日本に留学している者であること。
- (2) 上記 3 に指定する研究分野を専攻する大学院生(博士課程後期相当)であること。
なお、2019 年 4 月までに博士課程後期等へ進学する者も含める。
- (3) 2019 年 4 月 1 日の年齢が満 40 才未満の留学生であること。
- (4) 当該外国人留学生の指導教授の所属する機関長(研究科長以上)の推薦が得られること。
なお、機関長の推薦件数は 2 件以内とします。ただし、連合農学研究科においては、構成大学全体で 2 件とし、推薦は構成大学毎にとること。
- (5) 留学生本人が当該助成を過去に受けていないこと。
- (6) 当財団の「国際学術会議等開催援助」を除き、当財団の他の助成事業と重複申請はできません。また、他の民間研究助成との重複助成は行いません。

5 助成金額及び助成期間等

- (1) 助成金額は1件当たり 100 万円以内とし、8 件内外を助成します。
- (2) 助成金額は、留学生の研究計画及びその研究に要する経費などから、適切な必要額を算出します。
- (3) 助成期間は交付後、原則1カ年(2019 年 4 月～2020 年 3 月)とします。

6 申請方法

- (1) 指導教授は、当財団のホームページ(<http://www.iijima-kinenzaidan.or.jp>)から申請書をダウンロードし、記入要領に従って正確に記入のうえ、書面により提出願います。
- (2) 申請書には留学生本人の申込書を添付して下さい。

7 申請期間

2018 年 9 月 1 日(土)～2018 年 11 月 30 日(金)必着

8 選考方法

事務審査の後、選考委員会の議を経て理事会で決定します。

9 決定通知

採・否の結果は2019年3月末日までに文書にて申請者および推薦者に通知します。

10 助成金交付の手続

(1) 助成金交付に関する事務手続き、必要書類等は助成決定後お送りします。

(2) 助成金は原則として1カ年分をまとめて指導教授に交付します。

11 助成金の返還等

助成決定後であっても、留学生の長期欠席、休学、帰国等により研究活動に支障が生じると見込まれる場合は、指導教授より連絡願います。また、研究活動が不可能と認められる場合及び所定の事務手続きを行わなかった場合は、助成金の返還を求めます。

12 指導教授が交替された場合

交替が確実になった時点で、新指導教授の所属、氏名を速やかに当財団に連絡してください。

13 助成金の交付予定

助成決定後、助成金贈呈式(2019年4月予定)を開催し、その後速やかに交付します。

14 報告

研究成果及び助成金の使途については、2020年4月末日までに報告願います。なお、研究成果の報告については当財団の年報等に掲載し公表します。

* 応募お問い合わせ、申請書請求、申請書送付先

(公財)飯島藤十郎記念食品科学振興財団

〒272-0034 千葉県市川市市川1丁目9番2号サンプラザ35ビル6F

TEL 047-323-5580

FAX 047-323-6400

URL (<http://www.ijima-kinenzaidan.or.jp>)

E-mail (info@ijima-kinenzaidan.or.jp)

担当 細谷(ほそや)